

令和4年度 第3回 市政アンケート

市政アンケートは、市内に居住する満18歳以上の市民2,000人を無作為抽出して、年度内に3回実施するものです。

■調査期間

令和4年11月1日（火曜日）から 令和4年11月15日（火曜日）まで

■調査方法

- (1) 対象 市内に居住する満18歳以上の市民（外国人を含む）
- (2) 標本数 2,000人
- (3) 抽出法 住民基本台帳をフレームとする無作為抽出(※)
- (4) 調査方法 調査票を郵送、回答は郵送又はインターネットを通じて回収
- (5) 回収率 調査標本数 2,000人 に対して
有効回収数 918人（有効回収率 45.9%）
- (6) 質問数 25問

※ 母集団から標本を抽出する手法の一つで、今回は、母集団（市内に居住する満18歳以上の市民）から、区の人口比率に応じて無作為に標本（2,000人）を抽出しました。

■アンケートテーマ

- (1) 再犯防止の推進について
- (2) 名古屋高速道路の通行料金について
- (3) 児童虐待防止に関する広報・啓発活動について

■その他

パーセントについては、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、合計が100%にならないこともあります。

■問い合わせ先

調査テーマに関すること

- ・「再犯防止の推進について」

スポーツ市民局地域安全推進課 電話番号:052-972-3124

- ・「名古屋高速道路の通行料金について」

住宅都市局街路計画課 電話番号:052-972-2722

- ・「児童虐待防止に関する広報・啓発活動について」

子ども青少年局子ども福祉課 電話番号:052-972-3979

調査概要に関すること

スポーツ市民局広聴課 電話番号:052-972-3139

① 再犯防止の推進について

名古屋市では、平成28年度の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行を受け、令和3年度に「名古屋市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人（以下、「犯罪をした人等」という）の立ち直りを支援し、再び犯罪や非行をしないようにするための取組を行っています。

このアンケートは、市民の皆さまに再犯防止に関する考え方などをおたずねし、今後の施策検討の参考とさせていただくものです。

わが国の犯罪件数は年々減少していますが、検挙が2回目以上となる再犯者の割合（再犯者率）は年々増加傾向にあります。令和2年度最新値では、全国の刑法犯の約半数（49.1%）が再犯者であり、本市でも同水準となっています。

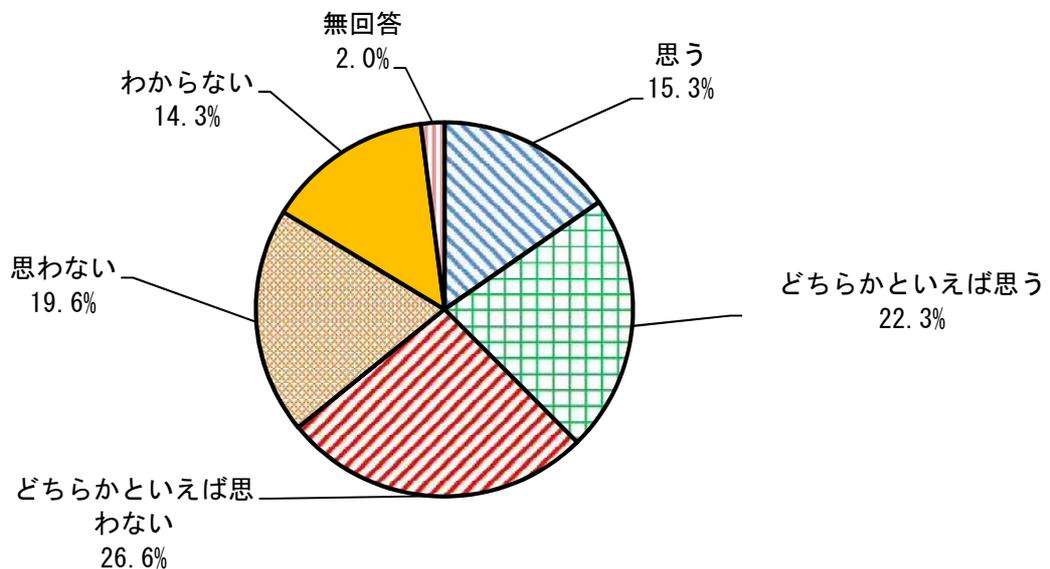
また、犯罪をした人等の多くは、刑事司法手続きを終えたあと、刑務所などの矯正施設に入所せず、地域社会に戻ってきます。

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

問1 あなたは、犯罪をした人等が自分の身近にいるかもしれないと思いますか。

(○は1つだけ)

N=918

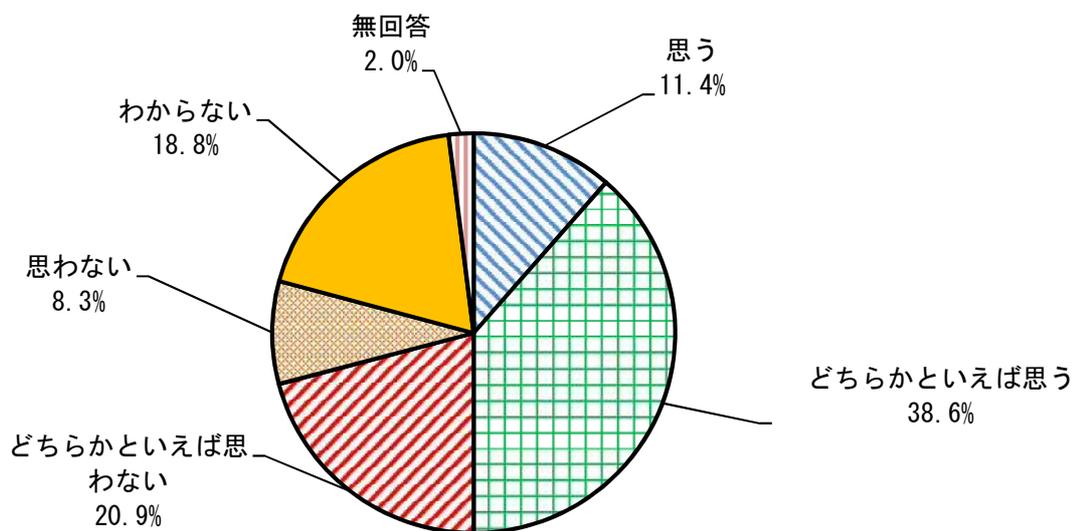


国の調査によれば、仕事に就いていない人は仕事に就いている人に比べて再犯率が約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

問2 あなたは、過去に犯罪をした人等を積極的に雇用すべきだと思いますか。

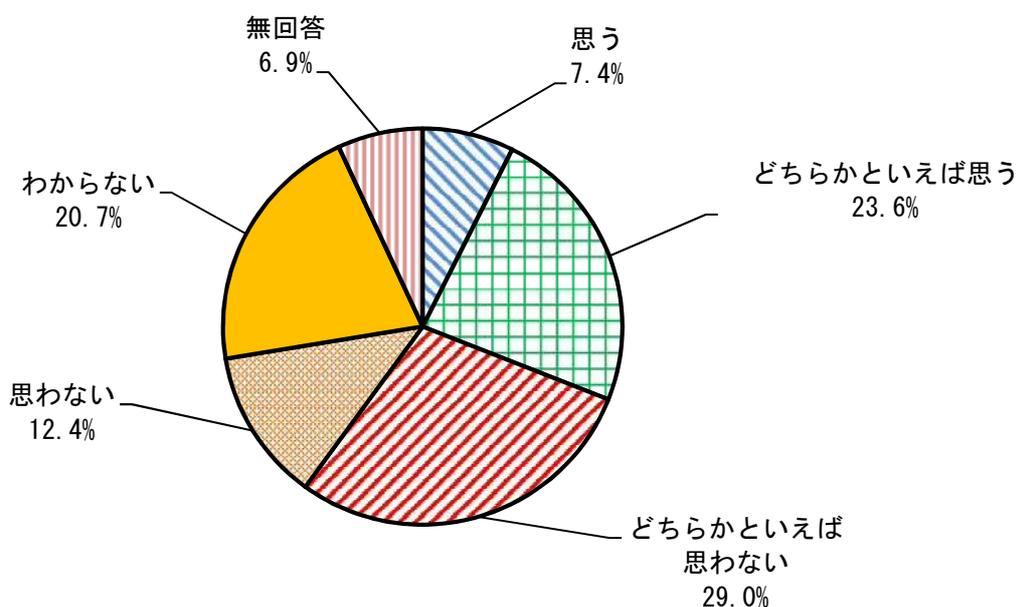
(○は1つだけ)

N=918



問3 あなたは、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は1つだけ)

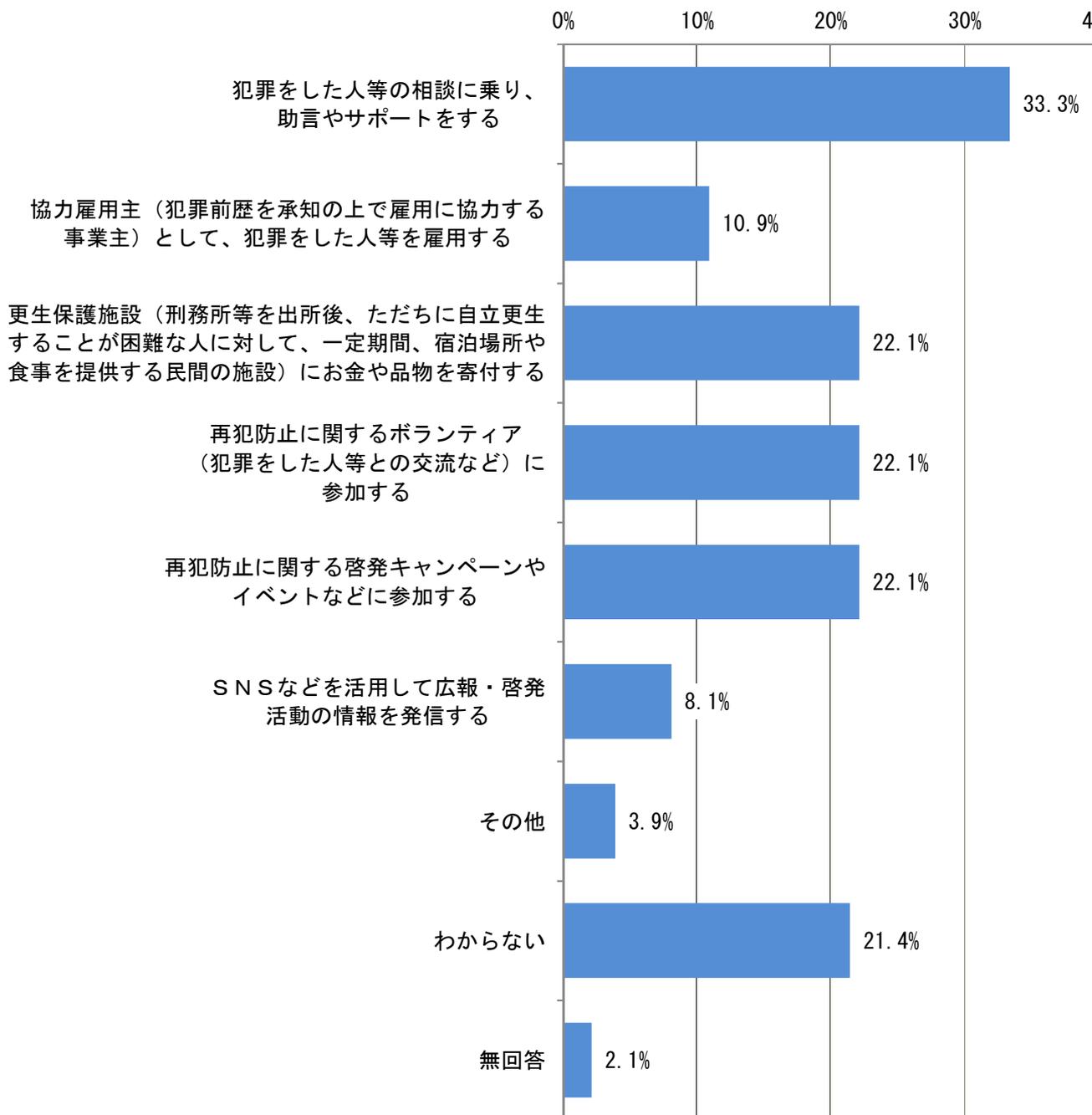
N=918



《問3で1、2と答えた方（協力したいと思う方）におたずねします。》

問4 あなたは、どのような協力をしたいと思いますか。（〇はいくつでも）

N = 285

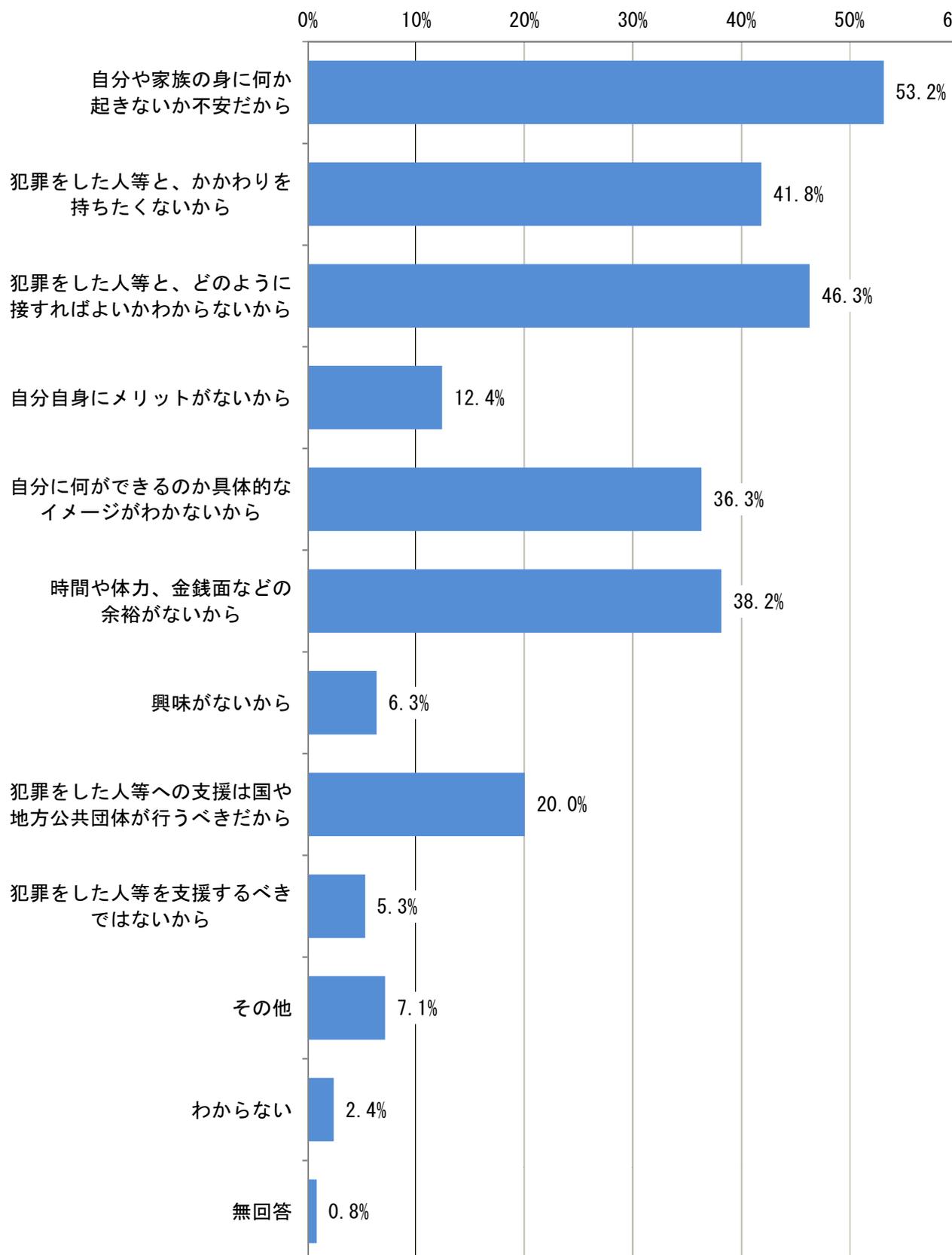


《問3で3、4と答えた方（協力したいと思わない方）におたずねします。》

問5 あなたが、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思わない理由は何ですか。

(○はいくつでも)

N=380



《すべての方におたずねします。》

犯罪をした人等が立ち直るには、本人の努力は当然必要ですが、一方で、高齢や障害、疾病、不十分な教育や厳しい成育環境など、本人の努力だけでは立ち直りが難しい場合があります。

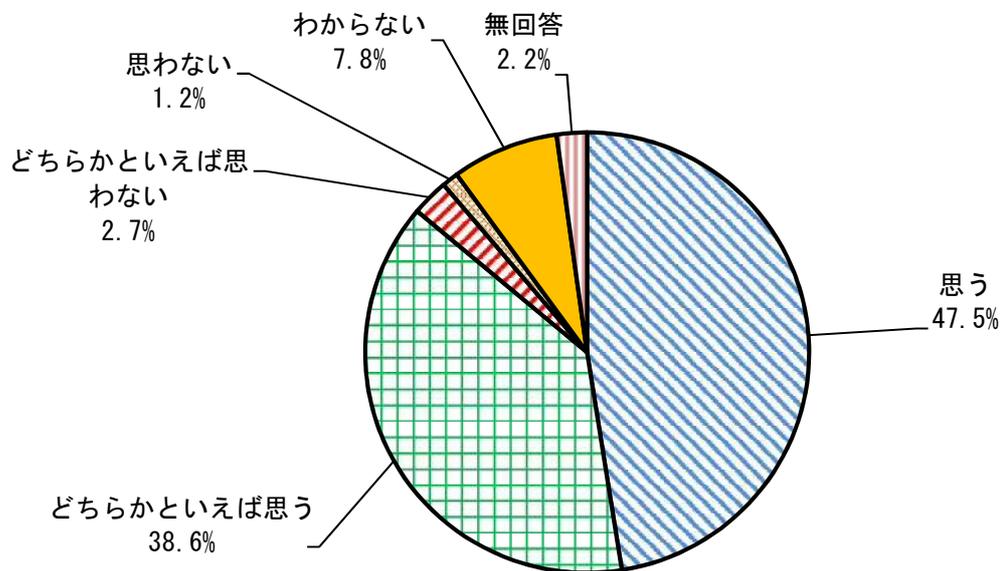
こうした場合には、就労や住居の確保に向けた支援、保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援などが必要です。

国や地方公共団体がこうした対策を進めるには、社会全体の理解と協力を得ることが不可欠です。本市では、市民の皆さまに関心や理解を深めていただくため、再犯防止に関する啓発・広報活動を実施しております。

問6 あなたは、名古屋市は再犯防止に向けた取組を推進すべきだと思いますか。

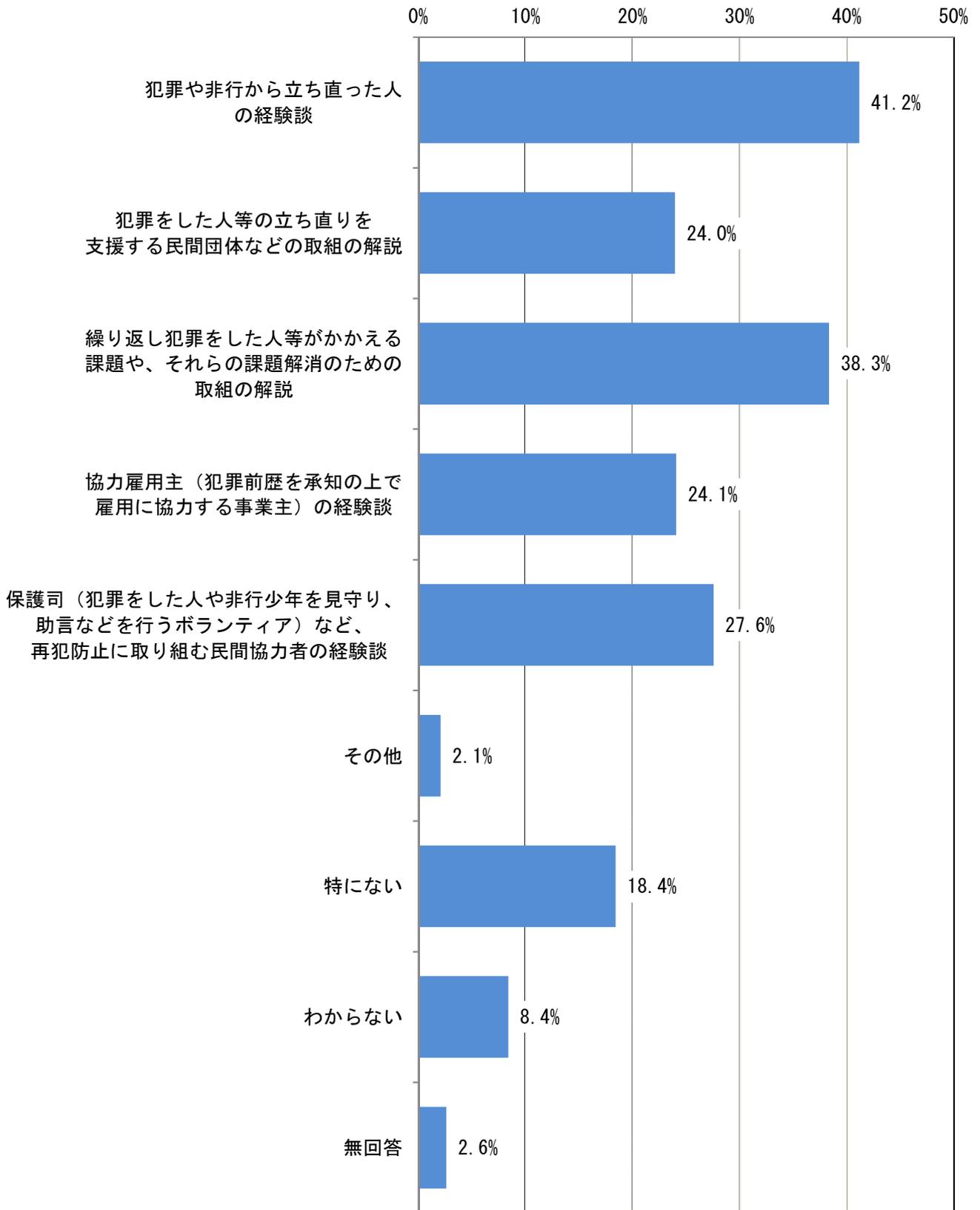
(○は1つだけ)

N=918



問7 あなたは、再犯防止に関してどのような話を聞いてみたいですか。(〇は**いくつでも**)

N=918



② 名古屋高速道路の通行料金について

名古屋高速道路は、名古屋都心から主要な6方向へ放射状に伸びる総延長81.2kmの有料の自動車専用道路です。

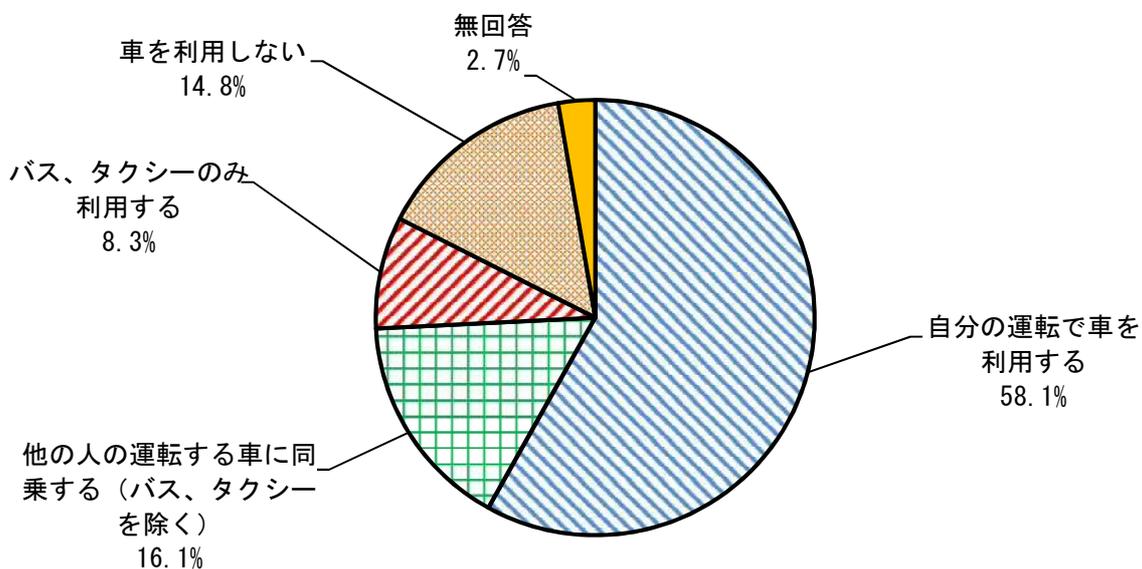
名古屋高速道路の料金体系は、令和3年5月に「均一料金」から利用距離に応じた「対距離料金」に改定され、1年以上が経過しました。

今回のアンケートは、名古屋高速道路の利用状況や料金改定の認識を市民の皆さまにおたずねし、今後の施策を検討するうえでの参考にさせていただくものです。

<名古屋高速道路の利用について>

問8 あなたは、普段、車を利用しますか。(○は1つだけ)

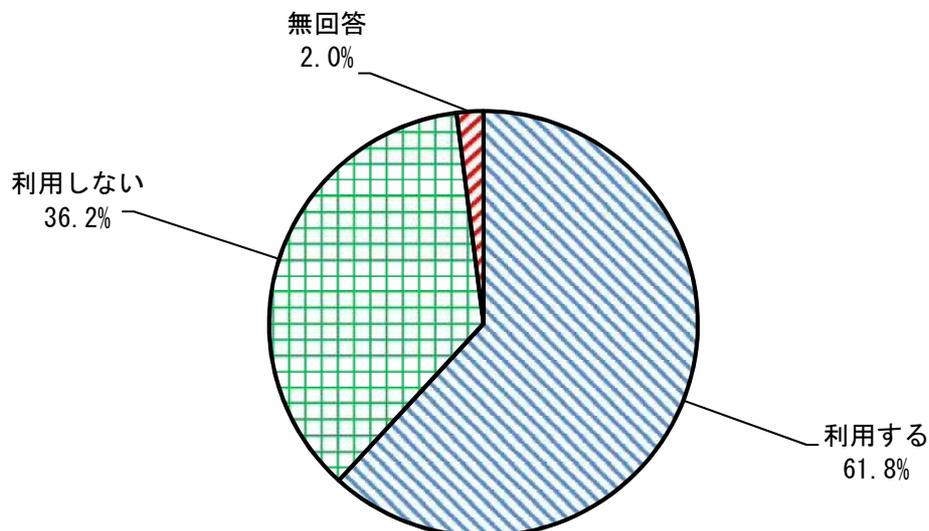
N=918



《問8で1～3と答えた方(車を利用する方)におたずねします。》

問9 あなたは名古屋高速道路を利用しますか。(○は1つだけ)

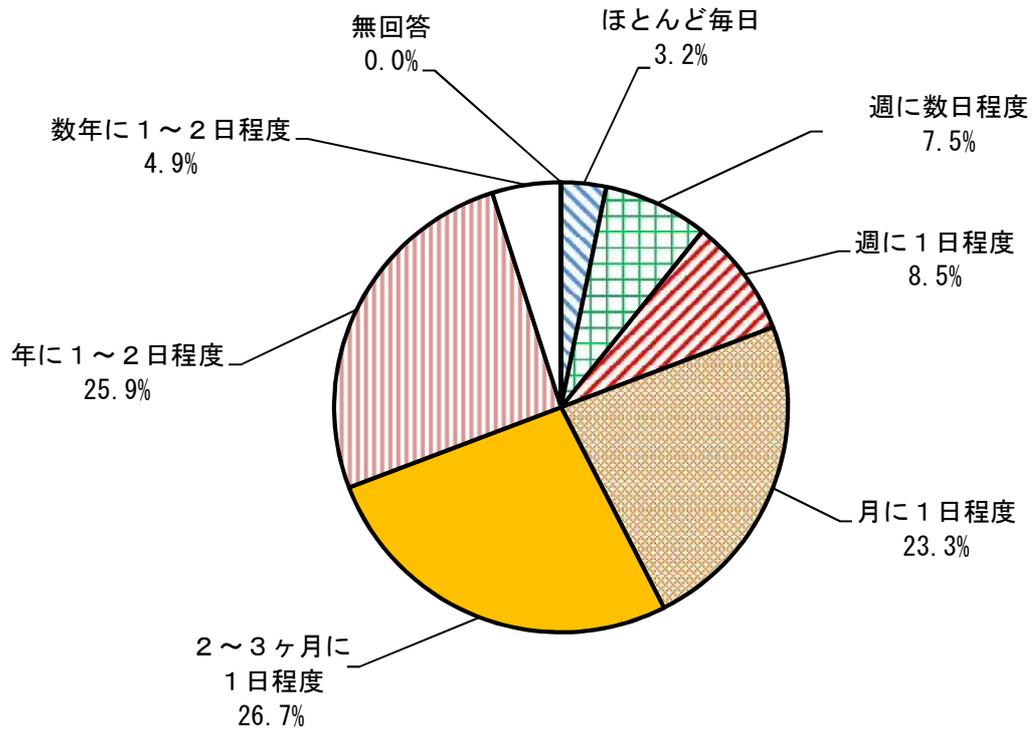
N=757



《問9で1と答えた方（名古屋高速道路を利用する方）におたずねします。》

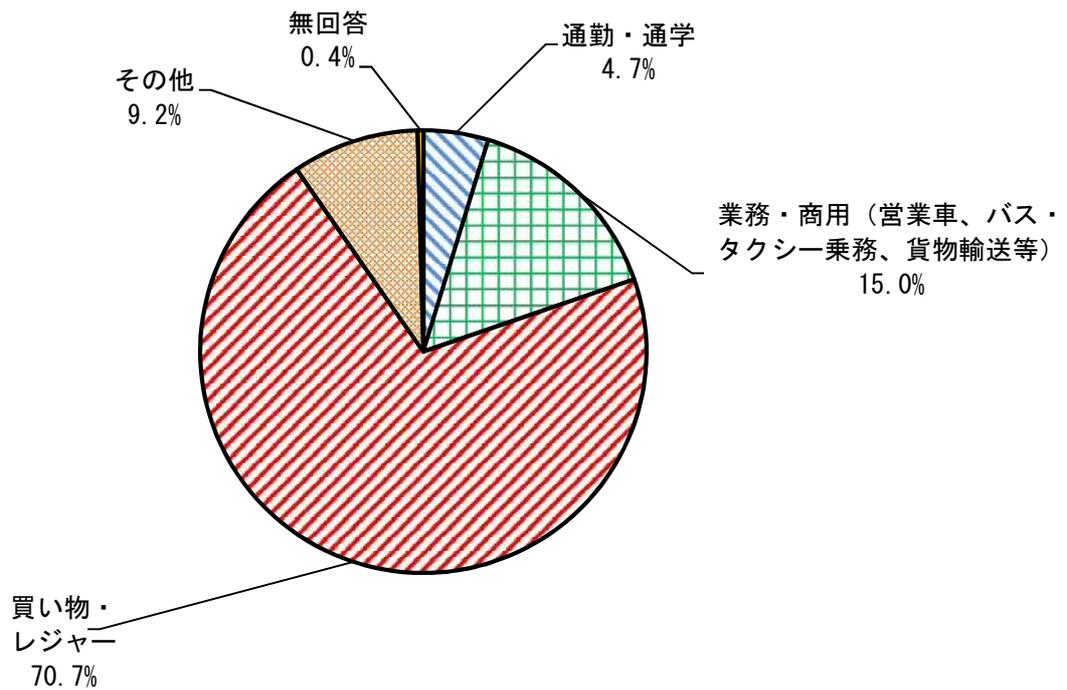
問10 あなたが名古屋高速道路を利用する頻度を教えてください。（○は**1つだけ**）

N=468



問11 あなたが名古屋高速道路を利用する主な目的は何ですか。（○は**1つだけ**）

N=468



<料金改定について>

令和3年5月の名古屋高速道路の料金改定は以下のとおりとなりました。

(1) ETC車は「均一料金」から利用距離に応じた「対距離料金」に変わりました。

- ・名古屋第二環状自動車道（名二環）の全線開通に合わせ、名古屋高速道路と名二環が対距離料金に変わりました。
- ・この料金改定は、中京圏（東海環状自動車道を含むその内側）の高速道路の料金体系を整理・統一する制度改正の中で実施されました。

(2) 渋滞を避け、名二環などに迂回しても同一料金になりました。

- ・名二環を迂回する場合や、都心部を発着する場合は、経路によらず起終点間の最短距離を基本とする料金（ETC車対象）になりました。

○名古屋高速道路の料金の詳細については、こちらからご覧いただけます。

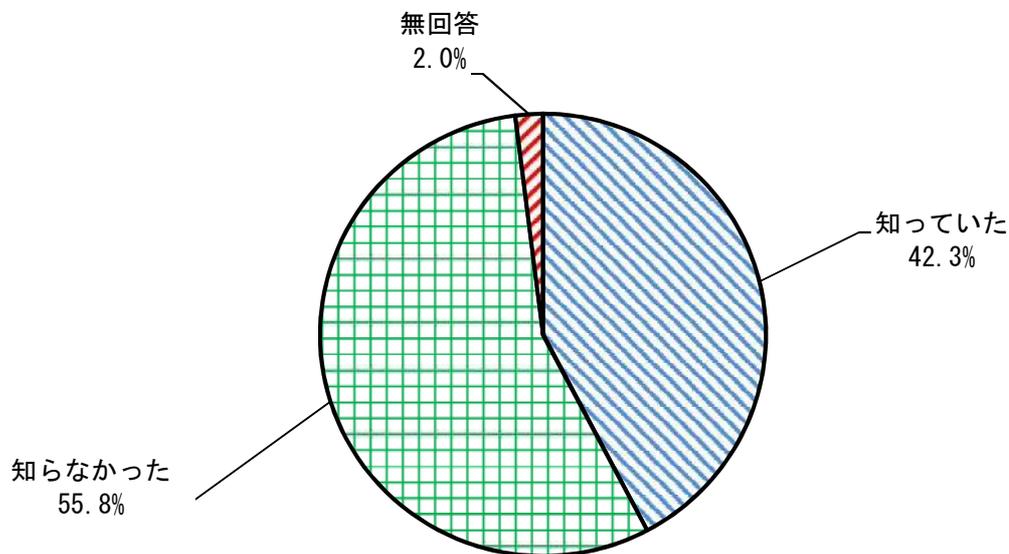
<https://www.nagoya-expressway.or.jp/chukyouken/>



《すべての方におたずねします。》

問12 あなたは名古屋高速道路の料金が令和3年5月より改定されたことを知っていましたか。(○は1つだけ)

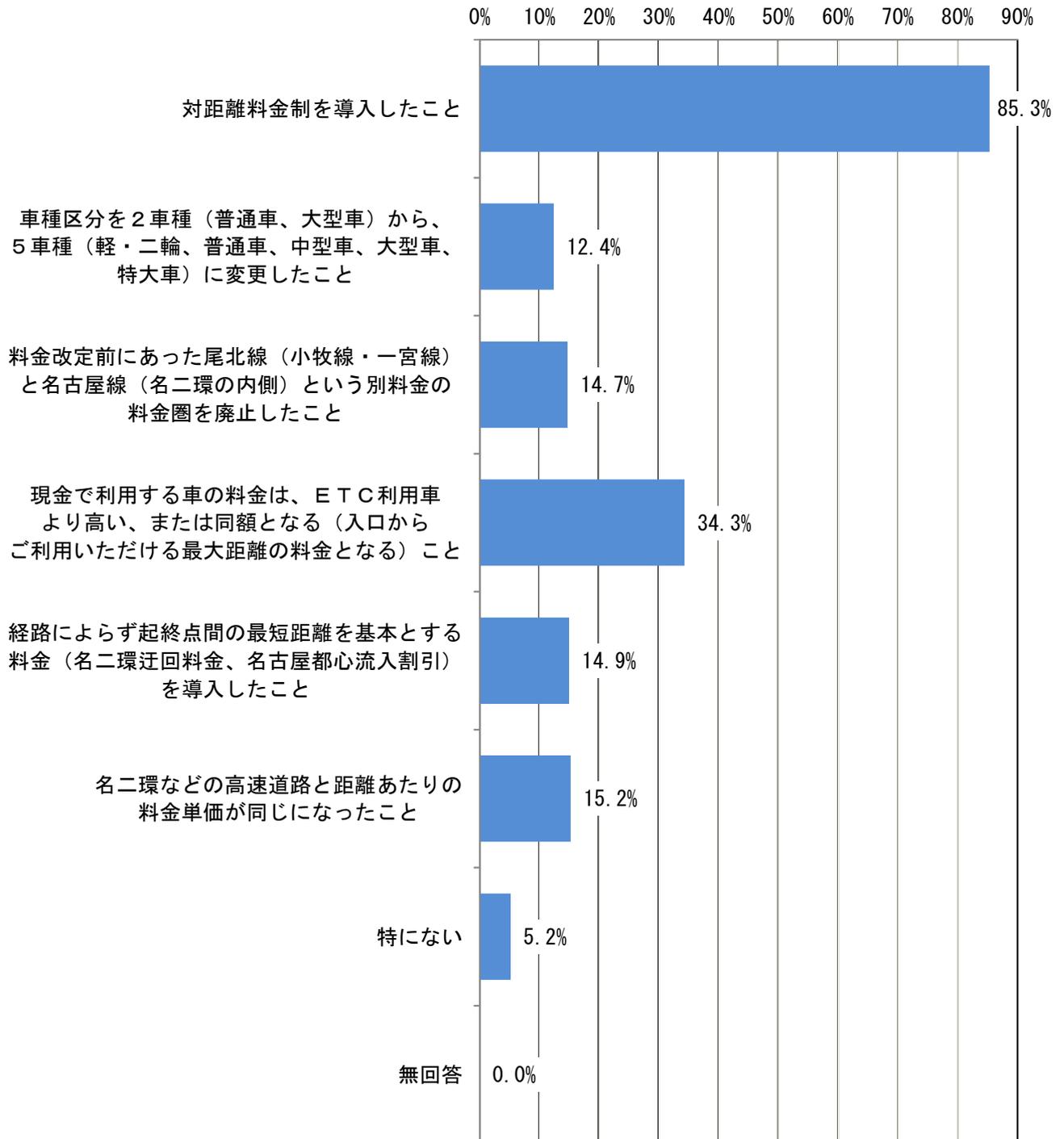
N=918



《問12で1と答えた方（知っていた方）におたずねします。》

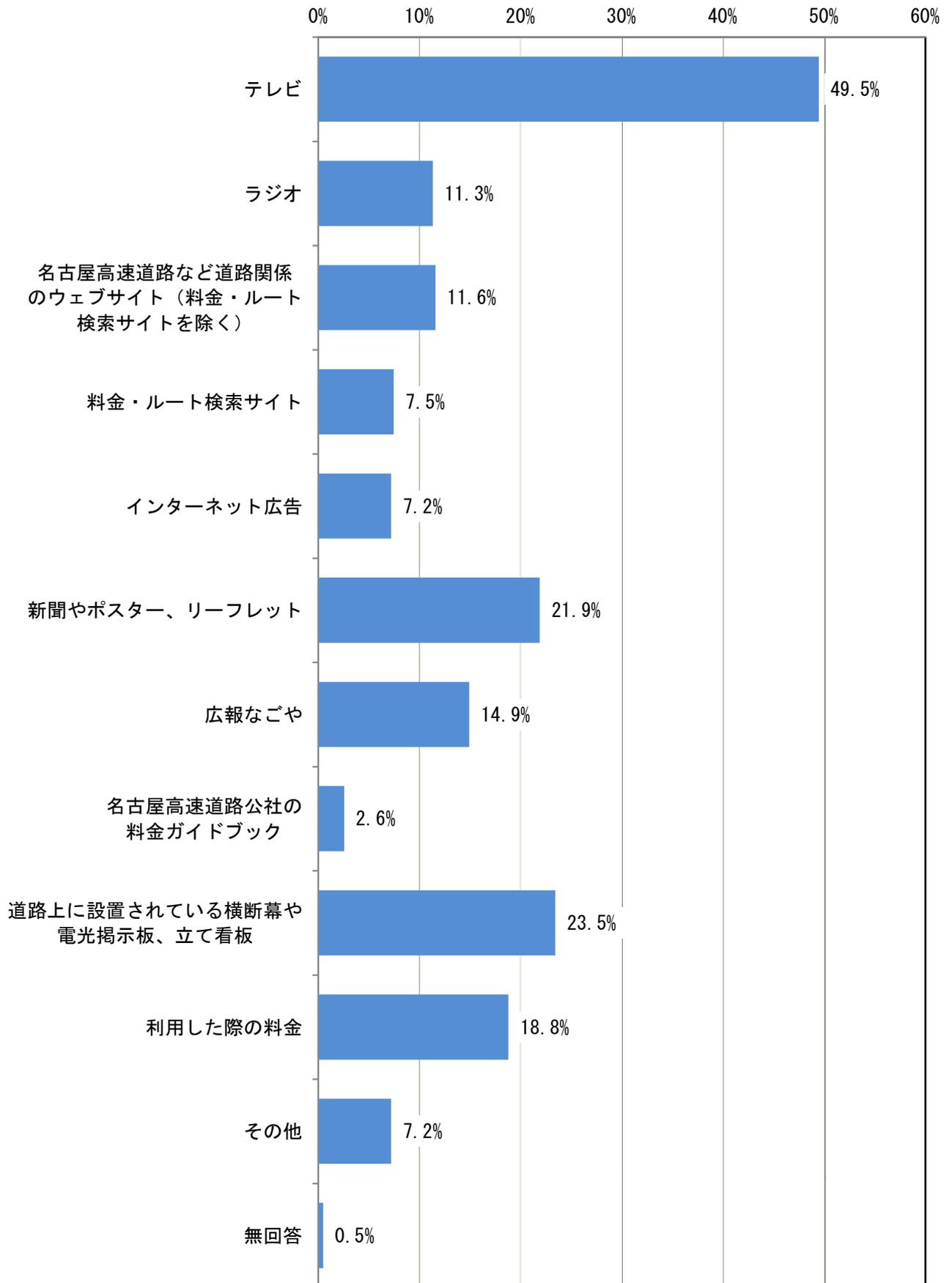
問13 料金改定の内容について、あなたは何を知っていましたか。（〇はいくつでも）

N=388



問 14 あなたは名古屋高速道路の料金改定を何で知りましたか。(〇はいくつでも)

N = 388

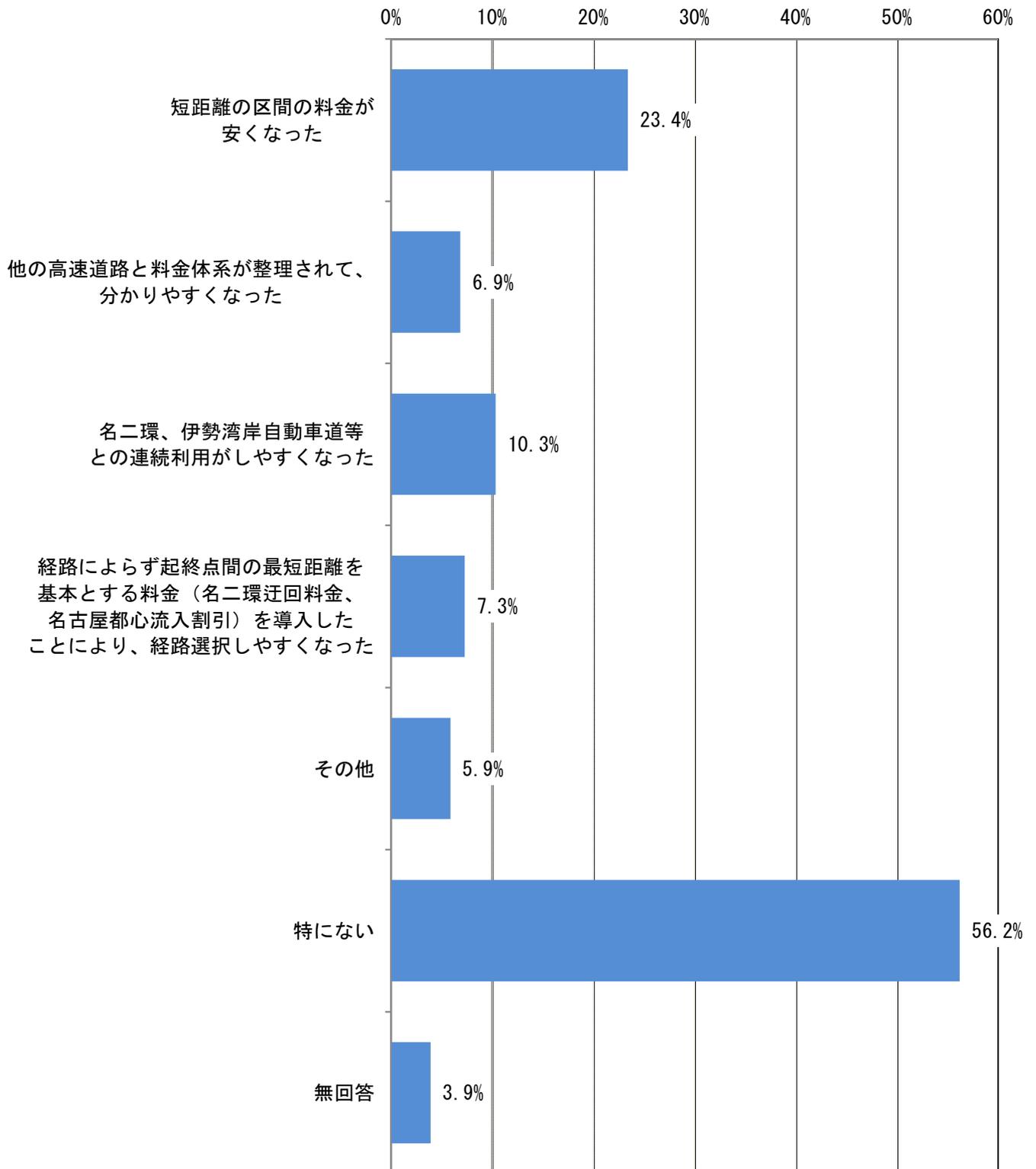


《すべての方におたずねします。》

問 15 あなたは名古屋高速道路の料金改定の効果について、どのように感じますか。

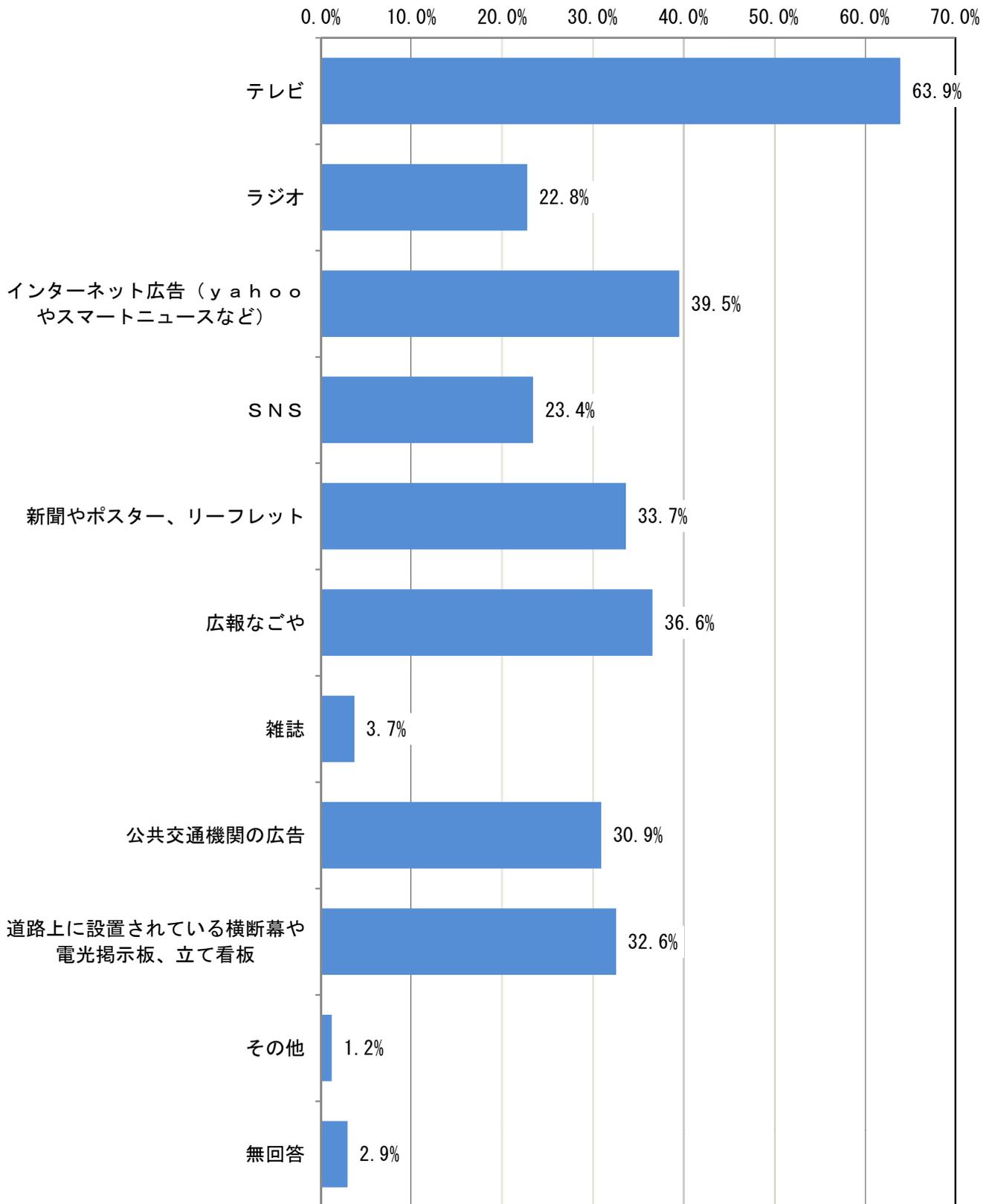
(○はいくつでも)

N=918



問16 あなたは名古屋高速道路の料金改定の内容について知ってもらうためには、今後どのような広報をすればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

N=918



③ 児童虐待防止に関する広報・啓発活動について

名古屋市の児童相談所で対応した児童虐待相談の件数は、令和3年度で3,735件となり、引き続き深刻な状況にあります。そのため、児童虐待の現状などについて皆さまに知ってもらい、虐待の予防や早期発見につながるようするため、広報・啓発活動を実施しています。

このアンケートは、児童虐待の防止に関する名古屋市の広報・啓発活動について、市民の皆さまがどのように考えられているかをおたずねし、今後の効果的な施策の実施の参考にさせていただくものです。

名古屋市児童を虐待から守る条例

名古屋市では、平成25年4月に「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行しました。条例では、児童を虐待から守ることについての基本理念や、市、市民、保護者、関係機関などの責務を定め、児童虐待を防止するための対策を進めています。

児童虐待防止推進月間

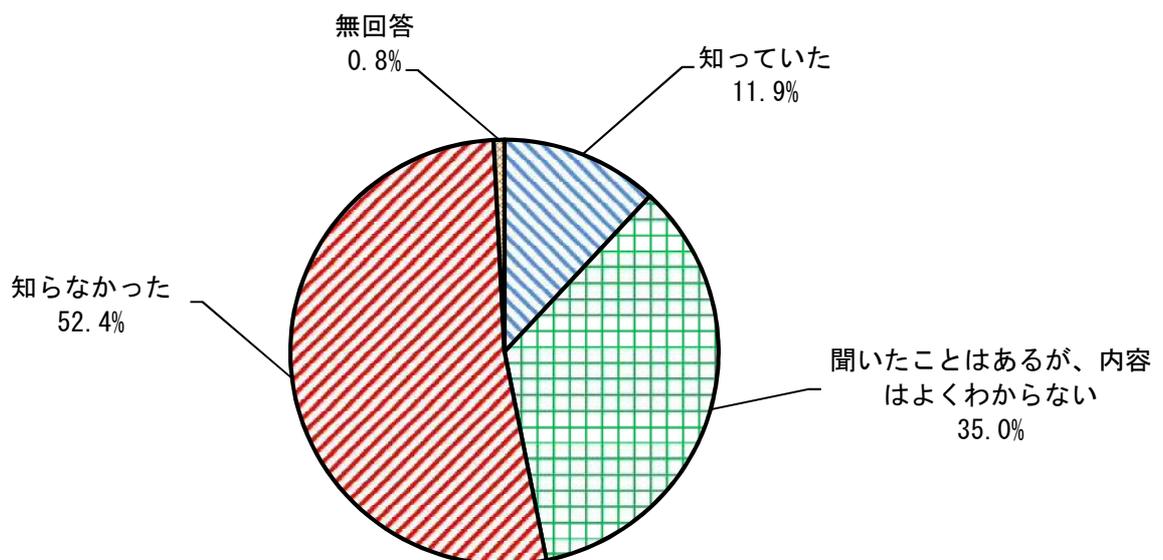
厚生労働省の主唱により、毎年11月は「児童虐待防止推進月間」とされており、全国的に児童虐待防止のための広報・啓発活動が行われています。

名古屋市では、「名古屋市児童を虐待から守る条例」で毎年5月を市独自の「児童虐待防止推進月間」としており、11月に加えて様々な広報・啓発活動を展開しています。

問 17 あなたは、「名古屋市児童を虐待から守る条例」を知っていましたか。

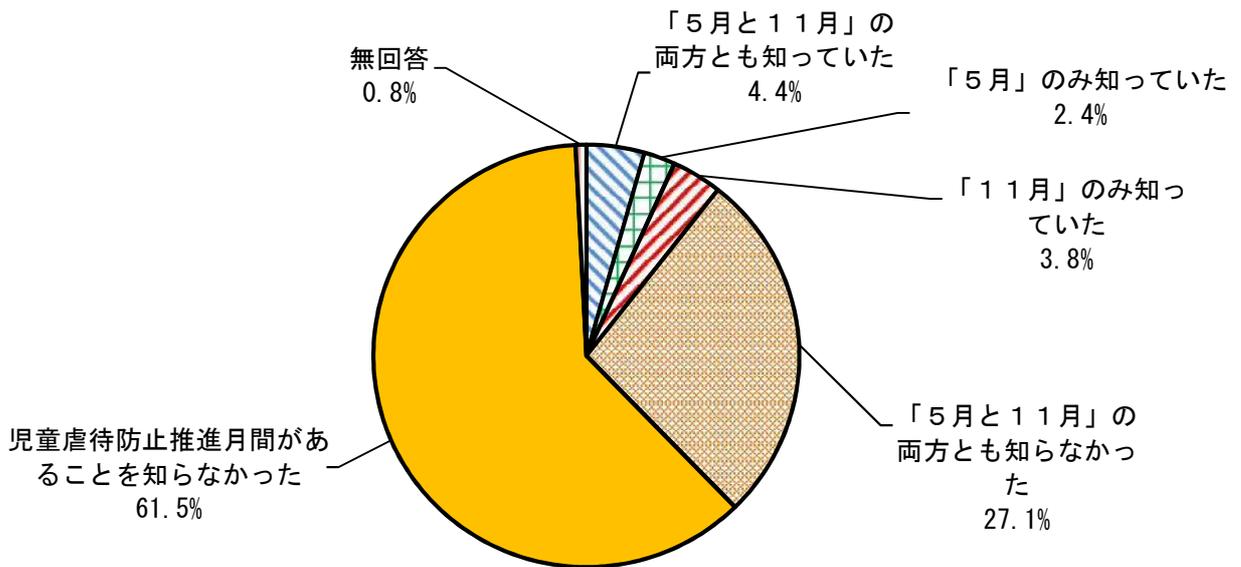
(○は1つだけ)

N=918



問18 あなたは、毎年「5月」と「11月」が「児童虐待防止推進月間」であるということを知っていましたか。(〇は1つだけ)

N=918



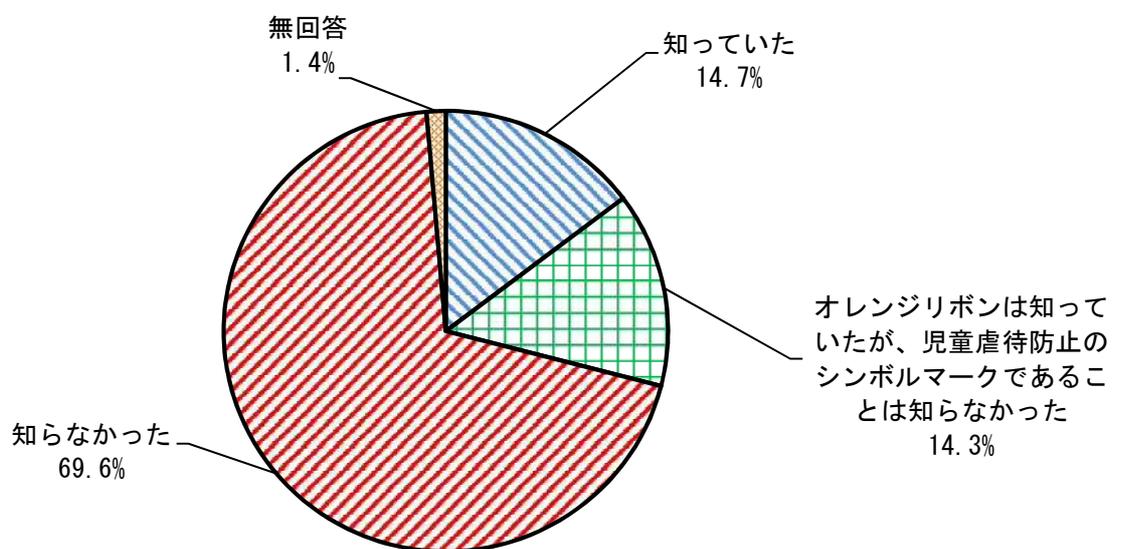
オレンジリボン

児童虐待防止のシンボルマークとして「オレンジリボン」があります。オレンジリボンには、子どもの虐待の現状を多くの人に知ってもらい、虐待を防止し、子どもたちが幸福になれるように、というメッセージが込められています。



問19 あなたは、「オレンジリボンが児童虐待防止のシンボルマーク」ということを知っていましたか。(〇は1つだけ)

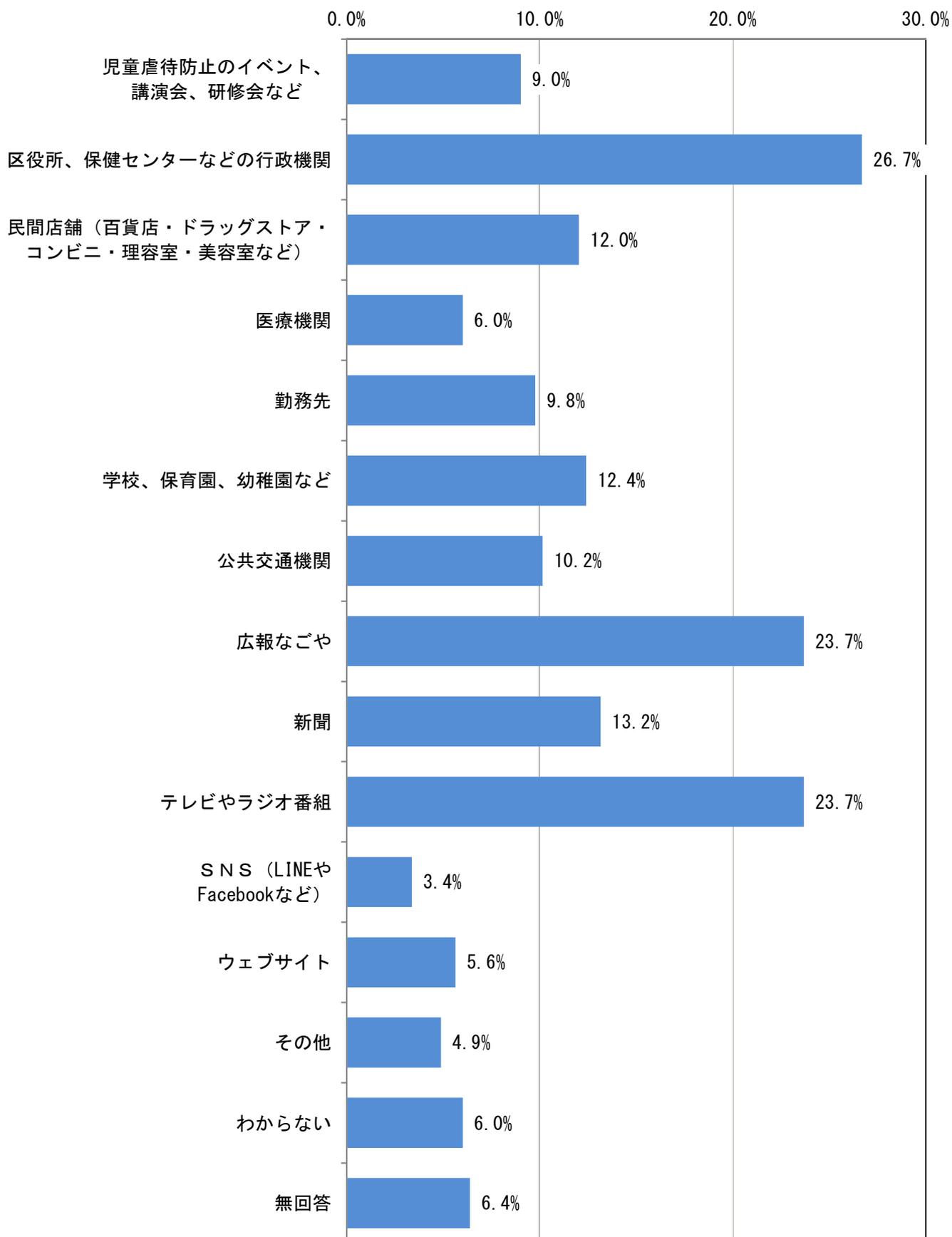
N=918



《問 19 で 1～2 と答えた方（オレンジリボンを知っていた方）におたずねします》

問 20 あなたは「オレンジリボン」を、どこで見聞きしましたか。（〇はいくつでも）

N = 266



児童虐待とは

児童虐待は、保護者など18歳未満の子どもを監護する人が行う次の行為です。

身体的虐待：子どもの身体を傷つけること（例）殴る、蹴る、首をしめる

心理的虐待：子どもに対する著しい暴言・拒絶的な対応（例）言葉で脅迫する

性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること（例）子どもへの性的行為

ネグレクト：子どもの養育を十分に行わないこと（例）十分な食事を与えない

児童虐待の相談・通告先

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた人には、**児童相談所（※）**または**区役所民生子ども課・支所区民福祉課**まで、通告しなければならない義務があります。

通告は匿名でも可能で、通告者や通告内容の秘密は守られます。

※市内には3か所の児童相談所があり、虐待の通告を受け付けるなど、子どもに関する相談と援助を行っています。

名古屋中央児童相談所

電話番号：052-757-6111

※時間外：052-757-6112

（担当区：千種、東、北、中、昭和、
守山、名東区）

名古屋西部児童相談所

電話番号：052-365-3231

※時間外：052-365-3252

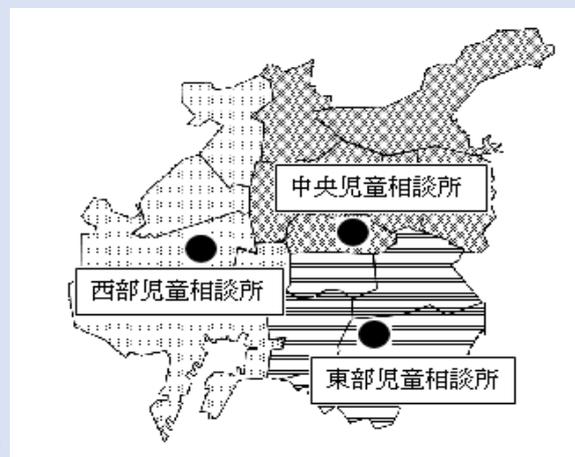
（担当区：西、中村、熱田、中川、港区）

名古屋東部児童相談所

電話番号：052-899-4630

※時間外：052-899-4631

（担当区：瑞穂、南、緑、天白区）



相談日：月～金曜日（祝日、年
末年始を除く）

時 間：8：45～17：30

児童相談所虐待対応ダイヤル

電話番号：189（いちはやく）

※お近くの児童相談所につながる全国共通のダイヤルです。

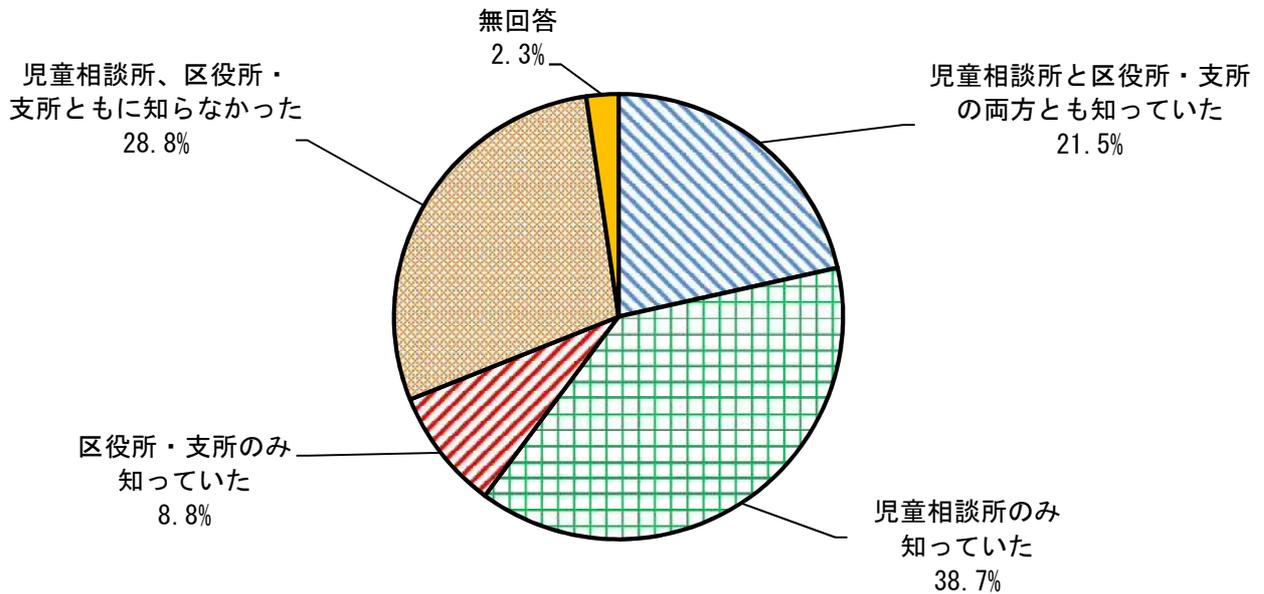
名古屋市公式ウェブサイト内「子ども虐待相談について」では通告先のメールアドレスを公表しています。

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000096151.html>

《すべての方におたずねします。》

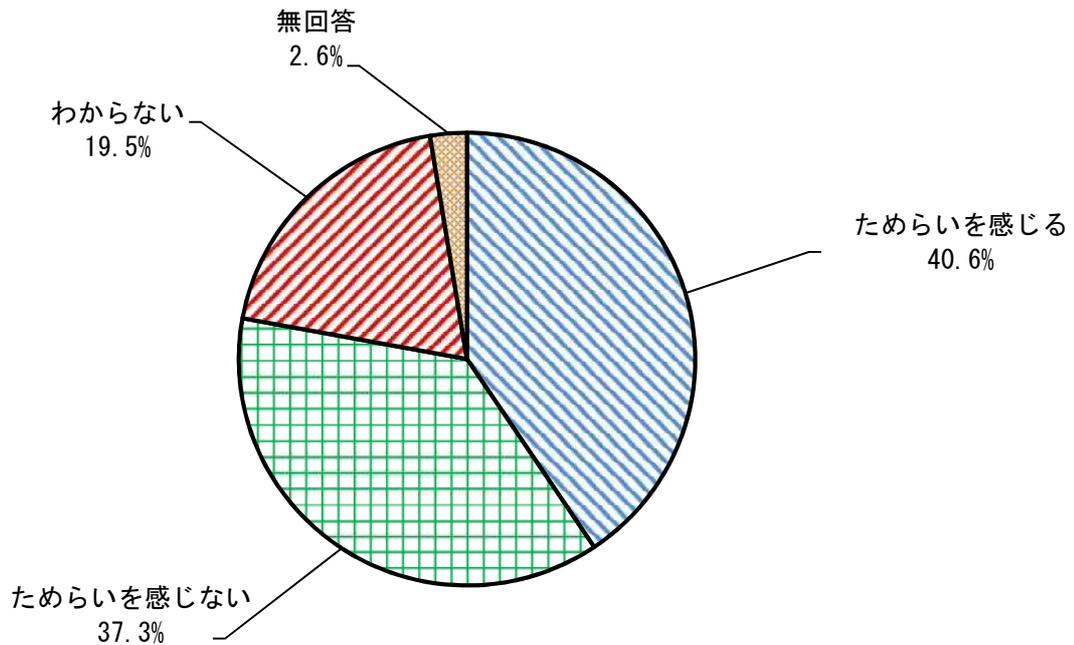
問21 あなたは、児童虐待に気付いた時の通告先を知っていましたか。(○は1つだけ)

N=918



問22 もし、あなたが「児童虐待を受けていると思われる場面」や「児童虐待を受けたと思われる子ども」を見かけたとしたら、児童相談所や区役所・支所へ通告することにためらいを感じますか。(○は1つだけ)

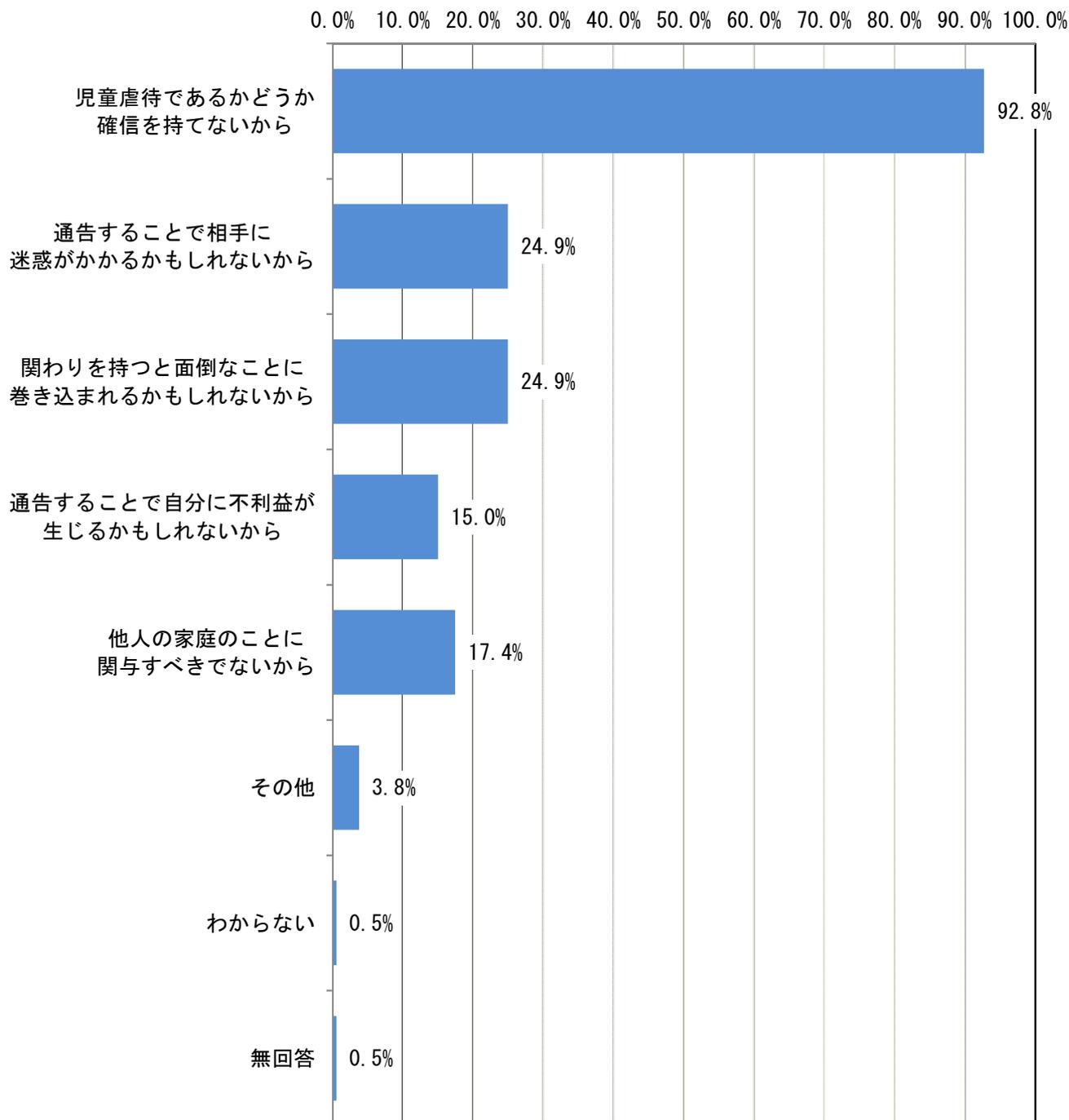
N=918



《問22で1と答えた方（ためらいを感じる方）におたずねします。》

問23 あなたが通告することにためらいを感じる理由は何ですか。（〇はいくつでも）

N=373



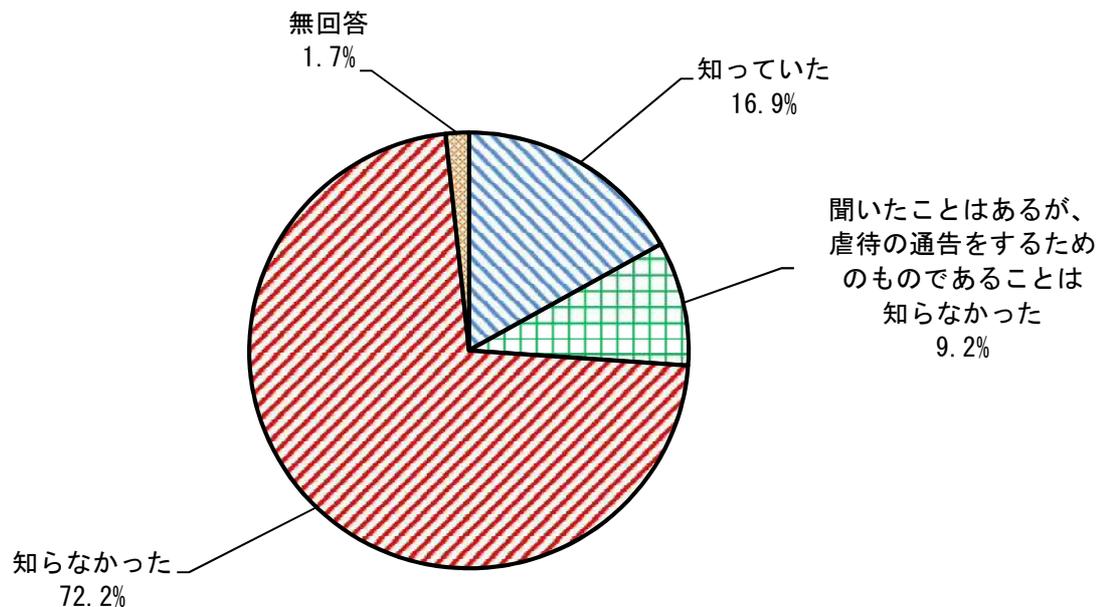
《すべての方におたずねします。》

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）とは、虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。電話をかけていただくと、お近くの児童相談所につながります。

問 24 あなたは児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）を知っていましたか。

（○は1つだけ）

N=918



問 25 児童虐待防止の広報・啓発活動についてご意見などがありましたら、ご記入ください。

- ・ 近隣のみならず虐待を防止できるような地域のつながりが必要だと思う（例えば地域の行事や子供会などの参加を推進するとか）。
- ・ 周りの人が（近所・地域・学校・友達）誰もがためらわず、気づいて通告する。通告できるようになるといいと思います。
- ・ 改めて関心を持って行動することを痛感しています。
- ・ 児童相談所ダイヤル「189」を電話機に貼っておこうと思います。
- ・ 学校で配布されるプリント、とても良いと思います。親子ともに意識できる。

ほか

■ 標本構成

F 1 性別

	全体	男性	女性	無回答
%	100.0%	42.0%	57.1%	0.9%
回答者数	918	386	524	8

F 2 年代

	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
%	100.0%	0.5%	6.3%	12.0%	13.6%	21.7%	16.4%	28.3%	1.1%
回答者数	918	5	58	110	125	199	151	260	10

F 3 職業

	全体	会社員・ 公務員 (フルタイム)	自営・ 自由業	アルバイト・ パート(派遣 も含む)	家事 専業	学生	無職 (定年後 も含む)	その他	無回答
%	100.0%	34.1%	7.7%	18.5%	12.0%	3.1%	20.6%	2.3%	1.7%
回答者数	918	313	71	170	110	28	189	21	16

F 4 居住区

	全体	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区
%	100.0%	7.6%	3.6%	6.2%	5.8%	5.8%	3.6%	5.4%	3.8%
回答者数	918	70	33	57	53	53	33	50	35
	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	無回答
%	3.5%	9.6%	6.0%	5.8%	6.8%	11.9%	6.2%	7.1%	1.4%
回答者数	32	88	55	53	62	109	57	65	13